

組 織 規 程

第1条（目的）

この規程は、登録金融機関業務に関する組織、業務分掌及び職務権限の基準を定め、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図ることを目的とする。

第2条（登録金融機関業務に関する業務分掌）

業務担当部署及び分掌事務は次のとおりとする。

1 本 店

金 融 部	登録金融機関業務に関する総括
総 務 部	登録金融機関業務に従事する役職員に関する総括
総合リスク管理部	登録金融機関業務の内部管理に関する総括
金 融 部	登録金融機関業務の事務に関する総括
金 融 部	登録金融機関業務の経理に関する総括
監 査 部	登録金融機関業務の検査に関する総括
総合リスク管理部	登録金融機関業務の利益相反管理に関する総括
総合リスク管理部	登録金融機関業務の苦情・紛争対応に関する総括

2 支 店

登録金融機関業務に関する顧客取引及びそれに伴う事務

第3条（登録金融機関業務に関する職務権限）

登録金融機関業務に関する職務権限は、次のとおりとする。

1 本 店

部長は、上長の指揮を受けて、部の分掌事務を統括する。

2 支 店

支店長は、上長の指揮を受けて、事務を統括する。

第4条（登録金融機関業務に関する組織の体系）

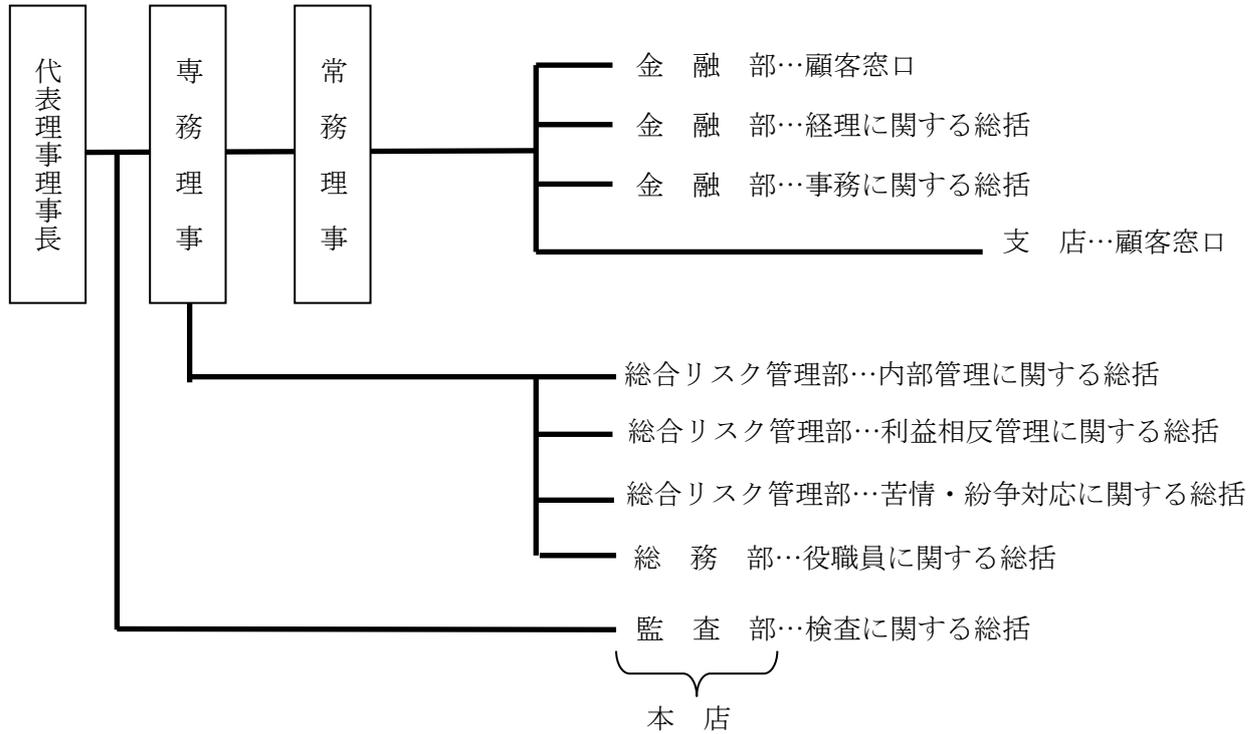
登録金融機関業務に関する組織は、別添組織図のとおりとする。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から実施する。

(別 添)

登録金融機関業務に関する組織図



(注) 登録金融機関業務にかかる営業責任者および内部管理責任者をそれぞれ金融部および支店に配置する。